

一般社団法人背骨コンディショニング協会 賠償補償制度

拝啓 会員の皆様には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆様がサービスを提供するにあたり、万が一、不慮の事故が発生した場合には、対外的な信用のみならず、経済的にも多額の出費を余儀なくされてしまうことがあります。このような事態に備え、会員向け補償制度として「賠償補償制度」を創設しました。会員の皆様が安心して業務を行うための一助となるものですので、是非ご活用くださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

補償期間

2021 年 4 月 1 日午後 4 時から 2022 年 4 月 1 日午後 4 時まで

<本制度の特徴>

会員様のサロン等の施設や業務に起因する以下のような賠償責任リスクに対応します。

- ① 会員様の所有、使用もしくは管理しているサロン等の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。
- ② 会員様の施術中のミスにより、第三者に身体障害を与えた。

なお、この補償制度で被保険者（補償の対象者）となる方は会員の方のみです。

本制度は、一般社団法人背骨コンディショニング協会が契約者となり、会員の皆様を被保険者とする Chubb 損害保険株式会社の賠償責任保険（企業用）普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款、手技業務補償特約によって運営しております。

このご案内は、会員の皆様に向けた補償制度の概要をご案内するものです。補償内容の詳細につきましては、背骨コンディショニング協会までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

一般社団法人背骨コンディショニング協会 事務局

e-mail kouza@sebone-c.org

1. サロン店舗管理上の賠償補償

【施設所有（管理）者賠償責任保険】

補償の対象となる事故

サロンの施設の管理・業務（エステティック行為を除く）の遂行に起因し、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、補償の対象となります。

補償の対象となる主な事故・損害例

- ・ 窓際に置いてあった花瓶が落下して、お客様の洋服を汚してしまった。
- ・ サロン内の機材が倒れて、お客様がケガをしてしまった。
- ・ サロン内にて水が漏れ、階下のテナントに損害を与えてしまった。
- ・ 立て看板が転倒し、通行人がケガをしてしまった。
- ・ サロン内の機器につまずいて、お客様がケガをしてしまった。 など

補償対象者	補償項目	補償金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
インストラクター	対人賠償	1,000万円限度 1名/1事故期間中	1事故につき3万円
	対物賠償	1,000万円限度 1事故につき	1事故につき3万円
・スペシャリスト ・パーソナルトレーナー	対人賠償	5,000万円限度 1名/1事故期間中	1事故につき3万円
	対物賠償	1,000万円限度 1事故につき	1事故につき3万円

補償の対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ・ サロン内の修理、改造、または取り壊し等に起因する損害賠償責任
- ・ 昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・ 動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任 など

支払われる補償金

- (1) 法律上の賠償責任
 - ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
 - ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 など

2. 提供サービスによるお客様への賠償補償

【手技業務補償特約】

補償の対象となる事故

会員様がサロン^{※1} 営業中に提供するサービス^{※2}に起因して、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、補償の対象となります。

※1 店舗の有無は問いません。(出張サービス等も含まれます。)

※2 医療行為、国家資格を必要とする方で認められた医業類似行為に該当する施術は除きます。

補償の対象となる主な事故・損害例

- ・ ストレッチを行っていたところ、強引にお客様の体をねじってしまったため、捻挫の診断が出た。
- ・ アロマオイルトリートメントをした際に、オイルが肌に合わずお客様の肌がかぶれてしまった。
- ・ 姿勢の改善のために肋骨のゆがみを矯正中、肋骨を骨折させてしまった。

※上記については施術行為と因果関係が明確な事故に限ります。

など

補償対象者	補償項目	補償金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
スペシャリスト ・パーソナルトレーナー	対人賠償	5,000万円限度 1名/1事故期間中	1事故につき3万円
	対人賠償	1,000万円限度 1事故につき	1事故につき3万円

補償の対象にならない主な事故・損害

- ・ 外科的手術、医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ・ 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為（指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等）に起因する損害賠償責任
- ・ 提供サービスの結果がお客様の望んだ結果にならなかったことによる損害
- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任 など

支払われる補償金

- (1) 法律上の賠償責任 (治療費、通院費、慰謝料)
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用

など